

入札説明書

熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに
熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達

熊本県警察本部

熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不知を理由として異議を申し立てることはできない。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達
- (2) 仕様 予定使用電力量：523, 041 kWh
- (3) 特質等 仕様書による。
- (4) 使用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 需要場所 熊本県熊本市中央区渡鹿四丁目2番1号
熊本県警察学校（体育館を含む。）及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊
- (6) 供給電気の種類 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が40パーセントを満たすこと。
- (7) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価とし、入札書内訳書及び計算内訳書を添付すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (8) 契約単価 契約単価は、落札者が添付した計算内訳書に記載する単価とすることで、入札金額との整合がとれるよう必ず確認しておくこと。
- (9) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条に規定する特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙3に掲げる入札適合条件を満たすこと。

4 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付及び問い合わせ先

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部会計課施設装備室用度係
電話：096-381-0110（内線2243） FAX：096-381-9341
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
熊本県警察ホームページに掲載するので、必要な様式等は、ダウンロードして入手すること。

5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、令和8年2月4日（水）午後5時までにアからカまでの書類を4(1)に定める場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

- ア 入札参加届（別紙2）
イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
ウ 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
エ 適合証明書（別紙3）（条件を満たすことを証明する書類を添付すること。）
オ 役員等一覧（別紙4）
カ 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率（40パーセント以上）を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書又は誓約書（様式は任意）

なお、契約担当官等から上記書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。審査の結果、3に定める競争参加資格に適合していると判断された者のみこの入札に参加できるものとする。

6 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式

は任意)により提出すること。

ア 提出期限 令和8年1月29日(木)午後5時まで

なお、持参する場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所 4(1)に定める場所

ウ 提出方法 持参又はFAXにより提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年2月3日(火)午後5時までにFAXにより行う。

7 入札書の提出方法

(1) 入札に参加する者は、入札書(別紙5)(入札書内訳書及び計算内訳書を含む。(3)の再入札を想定する場合において同じ。)を、持参又は郵送(書留郵便で令和8年2月16日(月)午後5時までに到着したものに限る。)により提出すること。(入札書作成見本(別紙5-1)参照)

なお、郵送による場合においては、二重封筒とし、表封筒に会社名の記載、入札書在中の旨を朱書きし、4(1)に定める場所宛てに提出すること。

(2) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙6(参考様式))を提出するほか、入札書に、

ア 競争入札参加者の所在地、会社名及び代表者の職氏名の記載

イ 代理人であることの記載

ウ 当該代理人氏名の記載及び押印

を行うこと。(入札書作成見本(別紙5-2)参照)

(3) 入札書は密封し、かつ、封表に会社名及び「熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書きすること。また、再度の入札を想定する場合は、開札時に再入札書を提出できる場合を除き、入札書(別紙5)記載の「入札書」の頭に「再」の文字を付記した上、再入札書の封表に、会社名及び「熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達に係る再入札書在中」と朱書きすること。

なお、有効な入札書を提出した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(4) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印すること。ただし、金額については訂正できない。

(5) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をするなど、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す場合がある。

(6) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8 入札書の提出期限

令和8年2月16日(月)午後5時

9 暴力団排除に関する誓約

入札参加者は、入札参加届及び入札書の提出をもって、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反したこととなったときは、当該者の入札を無効とする。

10 開札の日時、場所等

- (1) 日時 令和8年2月17日（火）午前10時
- (2) 場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎3階会議室
- (3) その他
 - ア 競争入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。
 - イ 開札をした場合において、落札者がない場合は、再度の入札を行うものとする。
 - ウ 落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札会場において発表するものとする。

11 入札の辞退

- 入札を辞退するときは、入札辞退届（別紙7）を作成の上、次に従い、書面により提出するものとする。
- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙7）を4(1)に定める場所に直接持参又は郵送（令和8年2月16日（月）午後5時までに到達したものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届（別紙7）又はその旨を明記した入札書（別紙5）を、入札を執行する者に直接提出して行う。

12 入札の無効

- 次のアからスまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 本入札説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに連合によると認められる入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 二以上の意思表示をした入札
 - ケ 民法（明治29年法律第89条）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - コ 有効な「入札書内訳書」及び「計算内訳書」が添付されていない入札
 - サ 入札書の提出期限までに到着しない入札
 - シ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）に反する者、虚偽の誓約をした者又は誓約しない者の入札
 - ス その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 入札金額が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である有効な入札書を提出した入札者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- (3) 開札をした場合において、落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (4) 再度の入札により落札者がないときは、最低価格の入札者と随意契約を行う。

14 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（期間満了の日が、行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、競争参加資格確認書類の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴方の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負、又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一時下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約について個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するための必要な措置を講じます。

4 暴力団等による不当介入を受けた事を知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別紙 2

入札参加届

年　月　日

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官 殿

所 在 地
会 社 名
代表者職氏名

印

令和 8 年 1 月 22 日付けで公告のありました熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達に係る入札について、関係書類を添えて入札に参加を申し込みます。

なお、下記書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当の有無
有・無
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当の有無
有・無
- 3 契約担当官等からの指名停止措置の有無
有・無
- 4 添付書類
 - (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - (2) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
 - (3) 適合証明書（別紙3）（条件を満たすことを証明する書類を添付）
 - (4) 役員等一覧（別紙4）
 - (5) 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率（40パーセント以上）を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書又は誓約書（様式は任意）

適合証明書

年 月 日

所在地

会社名

代表者職氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 令和5年度の状況

項目	自社の基準値	点数
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO ₂ /kWh)		
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	取組の有	点数
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定期(参入日から1年以内に限る。)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙3-1及び別紙3-2により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別紙 3－1

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、

- ①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、
- ②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、
- ③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、
- ④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和5年度1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、別紙3－2「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上

となるように電力を供給するよう努めるものとする。

- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

別紙3－2

別紙3－1の「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度 1 kWh当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
②令和5年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）} \\ \text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（%）} = \frac{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}}{\times 100}$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和5年度 の再生エネ	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料の割合を使用す

ルギー導入状況	<p>る。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) を令和5年の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> $(算定方式) \quad \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%)</p> <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)） ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量(kWh) ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) ⑤ 非化石取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh) <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

別紙4

役員等一覧

役職	氏名	氏名のカナ	性別	生年月日	住所

上記役員等一覧に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について熊本県警察が調査することに同意します。

年　月　日

所在地

会社名

代表者職氏名

印

【注意事項】

- 1 この書面に記載された全ての個人情報は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づいて取り扱うものとし、暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。また、これらの情報をもとに熊本県警察本部から取得した個人情報についても同様です。
- 2 この書面には、次に該当する者について全て記載してください。
なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
 - (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 一般（公益）社団法人又は一般（公益）財団法人については、理事
 - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与する者として定められている者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任している場合については、支店長、営業所長その他の者
 - (9) 本入札に係る業務に実際に従事する予定の者が、支店、営業所等の場合については、当該支店、営業所等の支店長、営業所長その他の者（(8)に掲げる者は除く。）
 - (10) 当該法人が会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中である場合は、(1)から(9)までに掲げる者のほか、管財人

入札書

年 月 日

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官 殿

所 在 地

会 社 名

代表者職氏名

印

入札公告及び入札説明書を承知の上、下記のとおり入札します。

記

1 入札件名：熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達

2 入札金額

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

3 誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

【内訳】

別添「入札書内訳書」及び「計算内訳書」のとおり

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に￥を付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

別紙 5-1 (入札書作成見本)

入 札 書

○○年○○月○○日

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官 殿

所 在 地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号
会 社 名 ○○○○会社
代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

入札公告及び入札説明書を承知の上、下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名：熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達
- 2 入札金額：

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○

- 3 誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

【内訳】
別添「入札書内訳書」及び「計算内訳書」のとおり

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に￥を付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

別紙 5－2（入札書作成見本：代理人が入札する場合の記入例）

入 札 書

○○年○○月○○日

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官

殿

委任状に押印した代理人の印鑑だけ押印
このとき、代表印は不要（委任状には必要）

所 在 地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

会 社 名 ○○○○会社

代表者職氏名 支店長
代理人 ○○○○
△△△△

印

入札公告及び入札説明書を承知の上、下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名：熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達
- 2 入札金額

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 3 誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

【内訳】

別添「入札書内訳書」及び「計算内訳書」のとおり

（備考）

- 1 入札金額の有効数字直前に￥を付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

別紙6（参考様式）

委任状

年月日

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官 殿

所在地

会社名

代表者職氏名

印

私は、_____を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

記

1 入札件名 熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部
機動隊で使用する電気の調達

2 委任事項 上記の入札に関する一切の事項

3 代理人 住所

所属（役職名）

氏名

印

入札辞退届

年 月 日

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官 殿

所 在 地

会 社 名

代表者職氏名 印

熊本県警察学校及びけん銃射撃場並びに熊本県警察本部機動隊で使用する電気の調達に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :